

長崎市公告第 110 号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年9月30日

長崎市長 鈴木



1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市新たな文化施設等の整備に係る民間活力導入可能性調査業務委託

(2) 業務内容

長崎市新たな文化施設等の整備に係る民間活力導入可能性調査業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 業務規模

34,960,924円以内（2か年）（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「各種計画策定」、「各種検査、分析、調査、測定」のいずれかで登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定による入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 過去10年間（平成27年度以降）に同種業務又は類似業務を完了した実績を1件以上有している者であること。なお、同種業務とは座席数が800席以上の芸術文化ホールを有する文化施設整備を含む官民連携

による公共施設の活用の導入可能性調査業務とし、類似業務とは官民連携による公共施設の活用の導入可能性調査業務とする。

- (9) 次の業務従事者をいずれも配置できる者であること。ただし、業務責任者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。

ア 業務責任者：過去10年間（平成27年度以降）に同種業務又は類似業務に他の担当者を指揮監督する業務責任者として参画した経験が1件以上ある者。

イ 担当者：過去10年間（平成27年度以降）に同種業務又は類似業務に参画した経験が1件以上ある者。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に3(2)の担当課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和7年11月11日（火）まで（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 説明書の交付場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所9階

長崎市民生活部文化振興課

電話：095-829-1235

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和7年10月10日（金）午後5時必着（提出期限内に長崎市民生活部文化振興課に到達していること。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

ウ 組織調書（様式イ）

エ 業務等実績調書（様式ウ）

オ 配置予定者調書（様式エ）

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和7年10月14日（火）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより下記(3)の送信先に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和7年10月14日（火）午後5時必着

(3) 質問書送信先

長崎市市民生活部文化振興課

E-mail: bun_shin@city.nagasaki.lg.jp

FAX: 095-829-1262

(4) 質問に対する回答

令和7年10月20日（月）午後5時までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和7年11月12日（水）午後5時必着（提出期限内に3(2)の担当課に到達していること。）

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が10者を超える場合は、組織評価及び担当者評価の合計点の高い順から10者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が10者を超える場合であっても、市長が10者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

なお、ヒアリングの対象とならない提案者がいた場合については、その者に対し、審査対象外となる旨を通知する。

(2) ヒアリング予定日：令和7年11月17日（月）、18日（火）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

※の評価項目はヒアリング実施時に審査する

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績 (類似業務)	業務実績調書 (様式ウ)	提案者が平成27年度以降公告日までに完了した官民連携による公共施設の活用の導入可能性調査の実績について評価する。 A(5点): 3件以上 B(3点): 2件 C(1点): 1件	5
	履行実績 (同種業務)	業務実績調書 (様式ウ)	提案者が平成27年度以降公告日までに完了した履行実績(類似業務)のうち、同種業務(座席数が800席以上の芸術文化ホールを有する文化施設整備を含む官民連携による公共施設の活用の導入可能性調査)の実績について評価する。 A(10点): 3件以上 B(5点): 1~2件 C(0点): 0件	10
	※実施体制	組織調書 (様式イ)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるか等を総合的に評価する。 A(10点): 担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる。 B(5点): 担当者の配置や構成が明確であるが、迅速・柔軟に対応できるか不明である(不安がある)。 C(0点): 担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない恐れがある。	10
担当者評価	業務責任者の履行実績 (同種業務)	配置予定者調書 (様式エ)	業務責任者が平成27年度以降公告日までに担当した座席数が800席以上の芸術文化ホールを有する文化施設整備を含む官民連携による公共施設の活用の導入可能性調査の実績について評価する。 A(5点): 3件以上 B(3点): 1~2件 C(0点): 0件	5
	業務担当者の履行実績 (同種業務)	配置予定者調書 (様式エ)	主たる業務担当者が平成27年度以降公告日までに担当した座席数が800席以上の芸術文化ホールを有する文化施設整備を含む官民連携による公共施設の活用の導入可能性調査の実績について評価する。 A(5点): 3件以上 B(3点): 1~2件 C(0点): 0件	5
組織評価・担当者評価 計				35
※実施方針等評価	(ア) 業務実施方針	提案資料 (任意様式)	本業務の目的、重要度、条件、内容等の理解度を評価する。 A(15点): 非常に優れている。 B(12点): 優れている。 C(8点): 本業務に支障がない程度である。 D(4点): 劣っている。 E(0点): 非常に劣っている。	15
	(イ) 業務の実施手順		本業務の工程計画について、業務フローが本業務と整合しているか、業務量や進捗を把握できるものになっているか評価する。 A(15点): 妥当性が非常に高い。 B(12点): 妥当性が高い。 C(8点): 本業務に支障がない程度である。 D(4点): 妥当性が低い。 E(0点): 妥当性が非常に低い	15
実施方針等評価 計				30
※提案内	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合に評価する。 A(5点): 各評価テーマ間の評価が全てB以上。 B(3点): 各評価テーマ間の評価にC評価以下が1つある。 C(0点): 各評価テーマ間の評価にC評価以下が2つ以上ある。	5

容 評 価	評価テーマ	的確性	市庁舎本館跡地等活用における課題を的確に捉え、また官民連携に係るポイントや、本調査に取り組むにあたっての着目点・検討すべき点・検討手法等が適切かつ論理的に整理されている場合に評価する。 なお、委員の半数以上がD評価以下の場合は失格とする。 A（25点）：非常に優れている。 B（19点）：優れている。 C（13点）：本業務に支障がない程度である。 D（7点）：劣っている。 E（0点）：非常に劣っている。	25
		実現性	民間活力導入に向けて検討すべき事項について、専門的な技術や知見に基づき、提案内容を裏付ける実績や根拠資料等が適切に明示されている場合に評価する。 なお、委員の半数以上がD評価以下の場合は失格とする。 A（25点）：非常に優れている。 B（19点）：優れている。 C（13点）：本業務に支障がない程度である。 D（7点）：劣っている。 E（0点）：非常に劣っている。	25
		独創性	仕様書5－1及び5－2の業務内容以外に、専門技術・知見に基づく独創性の高い提案がなされているかを評価する。 A（5点）：提案がされており、専門技術・知見に基づく独創性が高い場合 B（3点）：提案がされており、専門技術・知見に基づく独創性が低い場合 C（0点）：提案がされていない場合	5
		提案内容評価 計		60
参 考 見 積	業務コストの経済性と妥当性	業務コストの経済性を評価するとともに業務規模と大きく乖離がないか等妥当性について評価する。 参考見積額（消費税及び地方消費税相当額を含む）について以下のとおり算定する。 ①対象範囲 ・業務規模額：34,960,924円 ・有効な見積額の範囲：85%（29,716,786円）以上100%以下 ②得点計算方法 ・有効な見積額の範囲において最も価格の低いもの（以下「最低額」という。）の点数を15点とする。 ・それ以外のものは最低額との差に応じて④計算式のとおりの点数が減点される。 ③失格要件 参考見積額が業務規模額の85%を下回った場合及び100%を上回った場合は失格とする。また、これら失格者の参考見積額は最低額とはしない。 ④計算式 点数＝15点－（1点×（（参考見積額－最低額）÷350,000円）） ・小数点以下は切り捨てとする。 ・最低額より参考見積額が高くなるほど点数が下がる。 ⑤計算例（最低額が32,000,000円の場合） A者32,000,000円→15点 B者32,500,000円 15－（1×（32,500,000－32,000,000）÷350,000）＝13.57…→13点 C者33,000,000円 15－（1×（33,000,000－32,000,000）÷350,000）＝12.14…→12点 D者33,500,000円 15－（1×（33,500,000－32,000,000）÷350,000）＝10.71…→10点 E者34,000,000円 15－（1×（34,000,000－32,000,000）÷350,000）＝9.28…→9点 F者34,500,000円 15－（1×（34,500,000－32,000,000）÷350,000）＝7.85…→7点 G者35,000,000円→失格	15	
	合計		140	

※最も優れた提案の評価が同点になったときは、提案内容評価の点が高い者をもって受託候補者に特定する。
さらに、提案内容評価が同点になったときは、参考見積額の低い者をもって受託候補者に特定する。

イ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

	所 属	職 名	氏 名
委員長	市民生活部	部長	羽佐古 潤二郎
職務代理者	企画政策部	部長	日向 淳一郎
委員	市民生活部	理事	黒田 智
委員	市民生活部 文化振興課	課長	浦川 信一
委員	企画政策部 都市経営室	室長	中里 昌弘
委員	企画政策部 官民連携推進室	室長	片山 稔夫
委員	土木部 土木企画課	課長	中野 智文
委員	まちづくり部 都市計画課	課長	村尾 武彦

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年11月25日（火）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に協議し決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

1.0 契約書作成の要否 要

1.1 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。
ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

- (7) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (8) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持

し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所9階

長崎市市民生活部文化振興課

電話 095-829-1235

FAX 095-829-1262

E-mail bun_shin@city.nagasaki.lg.jp

